

大口町告示第76号

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年5月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成20年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1に次のように加える。

（委任状欄）

私は、受給者証の交付を受けた後に私が加入する後期高齢者医療広域連合から、高齢者の医療の確保に関する法律第84条に規定する高額療養費及び同法第85条に規定する高額介護合算療養費が支給される場合は、その受領の権限を大口町長に委任します。また、医療費が過誤調整等により過支給が生じた場合は、償還に応じることを約束します。

年 月 日

委任者 （住所）

（氏名）

印

様式第3中「後期高齢者福祉医療費受給者証を更新してください」を「後期高齢者福祉医療費受給者証の更新を申請します」に改め、同様式に次のように加える。

（委任状欄）

私は、受給者証の交付を受けた後に私が加入する後期高齢者医療広域連合から、高齢者の医療の確保に関する法律第84条に規定する高額療養費及び同法第85条に規定する高額介護合算療養費が支給される場合は、その受領の権限を大口町長に委任します。また、医療費が過誤調整等により過支給が生じた場合は、償還に応じることを約束します。

年 月 日

委任者 （住所）

（氏名）

印

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。